

令和2年6月8日策定

新型コロナウイルス感染症に関する住民参加のまちづくり支援事業取扱い基準

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、今後も継続して住民主体によるまちづくり活動が実施されるよう、住民参加のまちづくり支援事業の取り扱いについて、以下のとおり定める。

（事業の実施）

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響による事業実施時期、手法等の変更については柔軟に認める。ただし、変更計画書等の提出を要するものとし、変更内容の適否については町長が判断する。
- 2 事業の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の状況、特に、国・県・町の要請やガイドライン等を十分に考慮すること。また、感染予防に努めること。

（事業の中止）

- 3 交付決定後、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、町の要請、指示、あるいは自らの判断で事業を中止するものについては、以下のとおり取り扱うものとする。
 - （1）既に事業費を支出しているもの
以下に定める事業完了日をもって事業が完了したものとみなす。速やかに実績報告書等を提出することとし、交付決定日（事前着手届の提出がある場合はその日）から事業完了日までに支出した費用は補助対象とする。
ア 町の要請、指示による場合は、双方協議のうえ事業完了日を定める。
イ 自らの判断による場合は、早急に中止の報告を行うものとし、その報告日をもって事業完了日とする。
 - （2）事業費を支出していないもの
ア 翌年度において、今年度と同様の事業内容と判断できる交付申請を行う場合は、審査を省略できるものとする。今年度と同様の事業内容かの判断については、町長が行うこととし、異なる内容と判断された場合は審査を要するものとする。

なお、同様の事業内容として判断され、審査を省略した場合の交付決定額については、当該年度の申請団体数、予算額等に応じて決定する。

イ 住民参加のまちづくり支援事業補助金交付要綱第3条第1項第2号に規定する「地域活動支援事業」については、同要綱第5条第5項中「毎年度継続して行っている」ものとして取り扱う。

(今年度の交付申請を行わなかったもの)

- 4 当該事業を開始から毎年度継続して行ってきたもので、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、今年度に関して事業の実施を断念したものについては、同要綱第5条第5項中「毎年度継続して行っている」ものとして取り扱う。

参 考

住民参加のまちづくり支援事業補助金交付要綱

第5条

- 5 第3条第1項第2号に該当する同一団体の同一事業にかかる補助金の交付は、継続した3年間を限度とする。ただし、当該事業を開始から毎年度継続して行っている場合、町長が事業の効果を高めるために必要と認める経費について、通算3回を限度に補助金を交付することができる。